

## ～ 国際研修 ～

### 第4回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

宮 崎 朋 紀

#### 1 はじめに

2008年10月6日（月）から同月17日（金）まで、第4回カンボジア法曹養成支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、カンボジア王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）の教官候補生である以下の7名である。2008年5月にRSJPを卒業したばかりの1年目の裁判官であり、かつ、日本側から民法、民事訴訟法の研修等を受けるなどして教官候補生として育成されているものである。

プルサット州裁判所判事	ングオン・ロタナー氏
コンポンチュナン州裁判所判事	コン・ダラチャート氏
プレイベン州裁判所判事	モン・モニソピア氏
バタンバン州裁判所判事	キム・メイン氏
カンダル州裁判所判事	フート・ヒエン氏
プノンペン市裁判所判事	チア・ソッヒエン氏
タケオ州裁判所判事	ヘン・ソックナー氏

#### 2 本研修実施の背景

日本は、カンボジアに対し、民法、民事訴訟法（民事執行、民事保全に関する規定を含むもの）の起草支援を行ってきたところ、既に両法とも国会で成立し、民事訴訟法については2007年7月から適用が開始され、民法については現在適用を待っている状況である（適用日は現時点では未定）。そこで、現在、両法が実効的に運用されるようにするための支援が重要になっており、当部は、JICAの「RSJP 民事教育改善プロジェクト」の中で、新規裁判官に対する民事教育の改善支援活動を行ってきた。

その中心的な活動としては、主にRSJP1期卒業生から選抜されたRSJPの教官候補生7名（以下「1期教官候補生」という。）に対し、日本からの長期派遣専門家がカンボジア現地で民法、民事訴訟法の講義を行うなどしてきたほか、2回にわたり日本に招いて両法、特に既に適用されていて情報提供の要望の強い民事訴訟法に関する研修を行ってきた（第2回、第3回法曹養成支援研修）。その結果、1期教官候補生は、急速に両法に関する知識を身につけ、現在、RSJPにおける民事教育を担う重要な存在になっている。そして、2008

年5月には、新たにRSJP2期卒業生からも7名がRSJPの教官候補生として選拔され（以下「2期教官候補生」という。）、1期教官候補生とともに、日本側から集中的に両法の情報提供を受けている。

本研修は、2期教官候補生を日本に招き、主にカンボジア民事訴訟法に関する研修を行うものである。

### 3 本研修の概要

#### (1) 本研修のカリキュラムの概要

本研修では、①民事模擬裁判、②不動産執行講義を2本柱としてカリキュラムを組むこととした。

そして、①の民事模擬裁判が終わるころに、神戸地方裁判所、神戸簡易裁判所において実際の民事訴訟を見学し、②の不動産執行講義が終わるころに、大阪地方裁判所民事執行センターにおいて民事執行事件の処理の実情を見学することとした。

#### (2) 民事模擬裁判について

##### ア 本研修において民事模擬裁判を行う趣旨

模擬裁判は、前回の第3回法曹養成支援研修でも行われたが<sup>1</sup>、本研修においてもそれと同様の趣旨で行うものである。

つまり、かつて、1期教官候補生には、2007年7月の第3回法曹養成支援研修において自ら模擬裁判を行ってもらった後、同年12月にRSJPで行われた2期生、3期生合同の模擬裁判において指導役を務めてもらったところ（上記二つの模擬裁判は同じ記録を用いて行われた。）、1期教官候補生は、2期生、3期生に対し、優れた指導を行ってくれた。事前に自ら模擬裁判を行っているために事案を十分に把握していたことや、自分たち自身が日本で受けた指導を参考にして指導することができたことが大きかったものと思われる。このように、教官候補生が日本での研修において模擬裁判を行うことは、民事訴訟についての実践的知識を深めることができるばかりではなく、後にRSJPで行われる模擬裁判において教官としてどのように学生の指導を行うかを学ぶこともできるという点で効果的であると思われる。



そこで、2008年10月に行われた本研修でも、その約2か月後の同年12月にRSJP

<sup>1</sup> 第3回カンボジア法曹養成支援研修における模擬裁判の様子は、本誌33号（2007.12）90ページ以下で紹介されている。

で行われた3期生、4期生合同の模擬裁判（以下「本研修後の現地模擬裁判」という。）において指導役を務めることを前提として、2期教官候補生に自ら模擬裁判を行ってもらったものである。

#### イ 模擬裁判の事案

本研修の模擬裁判で用いたのは、建物賃貸借契約の解除に基づく建物明渡請求等の事案である。

原告が被告1に本件建物を賃貸し（以下「本件賃貸借契約」という。）、被告1が本件建物を改装して被告2に転貸していたところ、原告が無断改装及び無断転貸を理由に本件賃貸借契約を解除し、被告1に対し、本件賃貸借契約終了に基づき本件建物の明渡請求をするとともに、被告2に対し、所有権に基づき本件建物の明渡請求をしたものである。

被告1は、①明示の事前承諾、②黙示の事後承諾の二つの抗弁を主張して争い、被告2もその主張を援用したため、上記各承諾の有無が争点となった。両被告は、争点①に関して、本件賃貸借契約の締結に先立ち、被告1が原告に対し「本件建物を改装した上、第三者に転貸して飲食店を営業させる」旨を説明し、原告の承諾を得ていたと主張し、争点②に関して、原告が本件建物を訪れ、改装及び転貸の事実を知った後、約5か月にわたり異議を述べず、毎月賃料を受領してきたことは黙示の承諾にほかならないと主張したものである。

本件における主要な証拠としては、賃貸借契約書並びに原告本人、被告1本人及び被告2本人の各供述があり、争点①について原告本人及び被告1本人の各供述の信用性のほか、賃貸借契約書に原告が追加した特約条項の解釈が問題となり、争点②について原告が本件建物を訪れて被告2と面談した日以降の原告の言動（不作為も含む）の評価が問題となった。いずれの争点についても、記録や供述の中からできるだけ多くの事情を拾い出し、それらを総合考慮して判断することができるかが模擬裁判の重要なポイントとなる。

なお、この事案は、日本の模擬裁判用の事案をもとにして、翻訳をお願いした通訳のスワイ・レン氏と当部教官が協議しつつ、カンボジアの事情に合うよう相当程度修正を加えたものである。

#### ウ 本研修前の準備

2期教官候補生には、本研修前に、模擬裁判用の記録を交付し、事前に十分に読んでおくよう依頼しておいた。

また、当部では、前回の第3回法曹養成支援研修の際に使用した模擬裁判用記録を用いて、当部教官らが裁判を実演した様子を撮影し、カンボジア人留学生の協力を得てクメール語の吹き替えを入れたDVDを作成し、カンボジアの関係機関（司法省、裁判所、大学等）に配布していた。2期教官候補生には、このDVDを本研修前に見て

もらっておいた。

#### エ 日本側の参加者

日本側からは、本間佳子弁護士、磯川剛志弁護士に「被告2 代理人役（交代で務めていただいた）兼講評役」として参加していただき、カンボジアから本研修のために帰国した建元亮太長期派遣専門家と、当部亀卦川健一教官、筆者が「原告、被告1、被告2 各本人役兼講評役」として参加した。通常の模擬裁判と同様に、日本側参加者は、模擬裁判の進行中はほとんど介入せず、最後の講評の時間にまとめて指導、助言を行うという形をとった。

#### オ 弁論準備手続

カンボジアでは、第1 回期日は必ず弁論準備手続としなければならないため（カンボジア民訴法 80 条 1 項）、模擬裁判は弁論準備手続から始められた。

冒頭で和解を勧めるところから始まり（同法 104 条により原則として和解を試みる必要がある）、全体を通じて裁判官役がてきぱきと手続を進行させていたのが印象的であった。また、訴状や準備書面の陳述から、主張や争点についての協議、最後の争点の確認に至るまで、手続の進行の面ではスムーズに行われていたというのが日本側参加者の一致した意見であった。

この手続に関しては、以下の3 点について触れておきたい。

まず、訴状、答弁書、準備書面の陳述については、書面をほとんどそのまま読み上げる形で行われていた。これは、当部で作成した前記 DVD においてもそのような形がとられていたため、特に不思議ではないところである。しかし、本研修後の現地模擬裁判の合間に、2 期教官候補生の一人から「訴状等の陳述についてどのような形で行うよう指導したらよいか」という質問がされた。本研修で書面をほとんどそのまま読み上げる形で陳述をしてみて、やや違和感を覚えたということのようである。そこで、当部教官らの現在の立場として、「民事訴訟法が採用している口頭審理の原則からすると、期日においては書面の内容をできるだけ口頭で実質的に陳述するのが本来である。もっとも、実務的には、裁判官及び当事者のいずれも書面を事前に読んで内容を把握しているはずであること、書面をそのまま読み上げると冗長になりがちであることといった事情もあるので、バランスを考えて、書面の内容を適切に要約して陳述するのがよいと思われる。日本では当事者が単に『訴状を陳述します』などと述べて済ませることが多いが、必ずしもそれをカンボジアでまねる必要はない。どの程度要約して陳述するかは、カンボジアの実務において工夫されるべきと考えている。」旨を助言したところ、納得したようで、3 期生、4 期生に対する講評の中で、ほぼ上記のとおり伝えてくれた。

次に、本件事案については、争点の把握が難しかったようである。弁論準備手続の終結時には、争点①と争点②を分けず、包括的に「原告の承諾あったか否か」という

形で争点を確認された。それを見て、日本側参加者の間では、「争点②の承諾については、『黙示の承諾』であり、かつ、『事後の承諾』であってやや難しいところがあり、カンボジアでは法律的に『承諾』に当たらないと解されてしまう可能性があるのではないか。口頭弁論において争点②に係る事情の審理が欠落してしまうのではないか（争点①に係る事情と争点②に係る事情は、時点が4年ほど離れている）」といったことを心配していた。しかし、尋問では、争点②に関する事情も十分に質問されていたし、講評で「黙示の承諾」、「事後の承諾」の法的効力についての日本における解釈を説明し、2期教官候補生の反応を確かめたところ、当初は混乱していたようであったが、最終的には承諾としての法的効力に何ら問題はないとの意見で一致した（本研修後の現地模擬裁判でも、争点として明確に区別されなかったが、争点①、争点②の双方の事情について十分審理され、判決ではむしろ争点②の事情を重視して承諾が認定されていた）。結局、当事者の主張を法律的に分析して検討することが十分にできていなかったということに起因する問題のようであり、今後のセミナーでは、本件事案を民法に基づいて分析する作業を行いたいと考えている。

最後に、弁論準備手続において行っておくべきこととして、書証の取調べを巡る手続、人証の採否決定、人証の尋問順序の確認（どの人証から先に聞くか、また、裁判官、原告代理人、被告代理人からの尋問の順序をどうするか）、概ねの尋問予定時間の確認などがあるが、いずれも十分できていなかった。もっとも、これらの点は最初に模擬裁判を経験する場合に常に問題となるところであり、自ら手続を進めてみて、はじめてこういった細かい手続の重要性が認識できるという点が模擬裁判の長所であるといえる。なお、2期教官候補生は、本研修後の現地模擬裁判において、3期生、4期生に対し、これらの点の指導を行ってくれていた。

## カ 尋問手続

尋問については、第3回法曹養成支援研修と比べて、かなりよくできるようになっているというのが日本側参加者の概ね一致した意見であった。もちろん個人差はあるものの、本人役を務めた長期派遣専門家や当部教官らが随分追いつめられているように感じた反対尋問も随所にあった。また、本間弁護士及び礒川弁護士から、被告2代理人役として尋問が行われたところ、これは2期教官候補生にとって非常に参考になったようであり、書証を示しながらの尋問の方法から尋問の組立て方に至るまで、大変勉強になったとの感想が述べられた。

2期教官候補生の尋問について改善を要する点として、「一つの質問に2、3の質問が含まれているものがあつた。質問の趣旨を明確にした方がよい。」「聞いているポイントはよいが、突っ込み不足であつた。そのときの当事者の言葉や態度などについてより詳しく聞き出すべきであつた。」「当事者の供述に対して、それと整合しない事情を提示して信用性を吟味するような尋問が欲しかった。」などといったところは相当数あつたものの、これらは模擬裁判で一般的に指摘されるたぐいの事項であり、

今後、更なる実務経験を積む中で改善していくべきものであって、今の時点ではそれほど深刻な問題とはいえないと思われる。

他方、本件事案は、原告から被告1への本件賃貸借契約、被告1から被告2への賃貸借契約のほか、それぞれについて前の賃貸借契約があるために合計四つの賃貸借契約が関係してくる上、原告と被告1との間で4年以上にわたるやりとりがあり、これらの事情を事前に整理した上で尋問に臨む必要があったが、それが十分にされておらず、記録中で明らかなことを長々と尋問したり、時点を特定せずに尋問して混乱を生じさせたりしていたことがあった。そこで、日本側参加者からの講評では、尋問の準備をしっかりと行うこと、特に「時系列表」を作っておくことの重要性が強調されたところ、本研修後の現地模擬裁判においては、2期教官候補生が事前準備の際に3期生、4期生に対し、体験に基づいて「時系列表」を作成することの重要性を伝えてくれたため、そのときの尋問では、前記のような問題はほとんど生じなかった。

なお、尋問の順序について、カンボジア民事訴訟法では、「裁判長→尋問の申出をした当事者→他の当事者」が原則とされ、裁判所が適当と認めるときはこれを変更することができる（同法138条5項、6項）、前記DVDでもその順序で尋問を行っている。しかし、本研修における模擬裁判、本研修後の現地模擬裁判のいずれにおいても、尋問は「尋問の申出をした当事者→他の当事者→裁判官」という順序で行うこととした。これまでの研修において、当事者双方に弁護士が付いている場合は、当事者から先に尋問した方がやりやすいという意見が多かったことを踏まえたものであるが、本研修における模擬裁判、本研修後の現地模擬裁判のいずれにおいても、同様の意見が多かった。

## キ 和解

本研修の模擬裁判では、初めての試みとして、尋問の終了後に和解手続を行ってもらった。どのような和解手続を行うのかが興味深かったが、全体にかなり充実したやりとりが行われ、日本の実務に出ても遜色ないような交渉ぶりの2期教官候補生もいたように思われる。和解については、現時点でも一定のレベルのものができており、今後の研修では、訴訟手続を進める上で必要不可欠な民法や民事訴訟法の基礎知識に関するものの方が優先度が高いのではないかと考えられる。

## ク 判決その他

判決では、原告の承諾が認定され、請求棄却という判断が下された。

ただ、判断過程において、相手の主張に対する認否の意味について大きな誤解があり、その誤解に基づいて結論が出されていたことが気になった。つまり、被告1が、「被告1は、M（被告2の前の転借人）との間で、本件建物につき以下の賃貸借契約を締結した。・・・」と主張していたところ、その契約書が書証として提出されていたこともあり、原告は準備書面において上記主張につき「認める」との認否を行って

いた。すると、裁判官チームは、これをもって、「原告は、被告1が第三者に本件建物を賃貸することを承認していた」と認定してしまったのである。これは、相手方の主張に対する認否の意味を明らかに誤解したものであるばかりでなく、当事者の「主張」レベルの話と「本人尋問における供述」の違いを理解していないこと示しているように思われる。

また、本件事案では、原告、被告1及び被告2の各「陳述書」が書証として提出されていたが、その位置づけ（「主張書面」ではなく「証拠」であること）について説明したところ、混乱が生じ、この点について明確に理解できた2期教官候補生はいなかったように思われた。そこで、本研修後の現地模擬裁判においては、混乱を避けるため、「陳述書」を書証から除くことにした。

当事者の「主張」と「本人尋問における供述」の位置づけの違いについては、RSJP 民事教育改善プロジェクトが始まった当初から理解が困難なようであることが認識されており、歴代の当部教官らが説明に努めてきたところであるが、残念ながら、依然として十分な理解が得られていないようである。この点の理解ができなければ、弁論主義（主張責任、自白の拘束力）の正確な理解もできないこととなり、かなり根が深い問題といえる。もっとも、日本においても、本人訴訟においては、当事者に主張と証拠の区別を理解してもらうことは相当困難であり（当事者から手紙のような書面が提出され、裁判官がこれを準備書面と扱うか陳述書と扱うかについて悩むということは稀ではない）、本人訴訟が多くを占められるカンボジアにおいて、この点を明確に理解することは容易ではないと思われる。今後も、説明に工夫を重ねて理解を得よう努めたいと考えている。

また、本件事案では賃貸借契約の解除が問題となっているところ、手続の中で何度か「解除」と「賃貸借契約の更新拒絶」とを混同しているところが見られた。民法については、カンボジアでまだ適用されていないということもあり、全体に基本的な事項の理解が十分でないようである。近く民法の適用がされるという状況の下、民法について基礎的なところから情報提供を行っていく必要性が高いことが改めて感じられた。

## ケ まとめ

本研修の模擬裁判を通じて、手続を円滑に進めるところについては、よくできているように思われた。第3回法曹養成支援研修における模擬裁判と比べても、かなり進歩しているように思われる。その背景としては、RSJPにおける民事訴訟法の講義の内容が次第によくなってきていること、長期派遣専門家による毎週のワーキンググループ活動が成果をあげてきていること、前記のDVDを見て民事訴訟手続のイメージをつかむことができるようになったことなどが考えられる。

他方で、外形的なところから一歩踏み込んだ民事訴訟法の基本概念（例えば、弁論主義、主張と証拠の区別等）や、当事者の主張や争点の分析（主に民法の知識）につ

いては、まだ課題が多く、今後の研修ではこれらの点について焦点を当てていく必要があるように思われた。

また、本研修において模擬裁判を行う意義については、文中の各所で触れたが、教官候補生に本研修で自ら模擬裁判を行ってもらい、本研修後の現地模擬裁判において指導役を務めてもらうという流れは、よい結果を生んでおり、カンボジア側の教官を育て、自主的に模擬裁判を行えるようにするという目的との関係でも、有効なものではないかと思われた。なお、本研修後の現地模擬裁判においては、2期教官候補生が模擬裁判の合間のグループディスカッションにおいて指導を行ってくれたほか、RSJP校長、1期教官候補生のうち2人、2期教官候補生のうち5名が、最終日の講評において、約3時間半にわたって、3期生及び4期生合計120名余りを相手に堂々とした講評を行ってくれたことをご報告しておきたい。

### (3) 不動産執行講義について

#### ア 本研修で不動産執行講義を行う趣旨

民事訴訟法の適用がされた2007年7月以降、教官候補生らをはじめとするカンボジアの裁判官から日本側に対し、民事訴訟法に関する質問が多く寄せられているが、その中でも、民事保全、民事執行についての質問が日に日に増加してきていた。民事訴訟法が既に適用されているにもかかわらず、特に民事保全、民事執行の規定を理解することが難しく、



民事保全、民事執行の手続を適切に進めることができていないという状況は、カンボジアの裁判官らに強い焦燥感を与えていたようである。そこで、日本側から、民事保全、民事執行の模擬記録及びマニュアルの作成を支援する活動を行うこととした。具体的には、不動産仮差押え及び不動産執行の手続の流れをひとつとおりに理解してもらうため、オーソドックスな事件における手続の最初から最後までの流れに従い、模擬記録を作成するとともに、その最小限の解説を行うものである。

民事保全のうち、不動産仮差押えの模擬記録及びマニュアルは、長期派遣専門家が現地のワーキンググループ活動において作成を進め、現在ほぼ完成して微修正をしているところである。その際とられてきた手法は、①日本側から、日本の不動産仮差押えに係る書式をカンボジア民事訴訟法の規定に合わせたもの提供するとともに、マニュアルを意識した講義を行い、②教官候補生らが①の書式や講義を参考にして模擬記録及びマニュアルを作成し、③それについて日本側が修正コメントを行うというものである。

本研修では、新たに不動産執行に関して上記①と同様の作業を行うものであり、模擬記録及びマニュアルを作成するため、日本の書式をカンボジアの規定に合わせたものを交付するとともに、それに沿って手続の流れを講義するものである。

#### イ 2期教官候補生の姿勢について

本研修で予定した講義は、確定判決への執行文付与から始まり、不動産強制売却申立て、開始決定、差押登記嘱託、配当要求終期の定めといった手続の流れを淡々と解説するものであり、事前の準備段階では、このような講義を筆者が2日間も行った場合に、2期教官候補生の集中力が持つだろうかということが心配であった。

しかし、講義を始めると、2期教官候補生は、真剣にメモをとりながら、集中して聞いているようであった。質問もたくさん出されて思うようには進めず、最終日の「総括質疑」が予定されていた時間帯についても、「不動産執行講義の続きをしてほしい」という要望により、講義を行うことになった。前記のとおり、手続について最小限の説明を行い、手続の全体像を掴んでもらいたいという趣旨で始めた講義であったが、質問が続いて最小限の説明ではなかなか終わらせてもらえなかった。やはり、不動産執行についてほとんど理解できていないという切迫感は、かなり大きかったようである上、帰国して他の裁判官に説明を行うためには、すべてを理解しておかなければならないという強い責任感も背景にあったようである。

結局、約2日間の講義によっても、売却準備の途中まで、全体の3分の1程度のところまでしか講義することができなかったが、今後、長期派遣専門家によるワーキンググループ活動でカバーしてもらうほか、筆者も現地セミナー等において引き続き講義を行うことを予定している。

#### (4) 裁判所見学について

模擬裁判が一段落したところで、神戸地方裁判所、神戸簡易裁判所を訪問し、地裁民事訴訟の手続見学（弁論期日5、6件程度と人証調べの期日1件の傍聴）と簡裁民事訴訟の手続見学（少額訴訟1件の傍聴）を行うことができた。また、2期教官候補生に対し、地裁裁判官1名から事件内容の説明、簡裁書記官から受付事務等の説明をしていただき、さらに、地裁裁判官3名、簡裁判事2名、簡裁書記官による質疑応答もしていただいた。

また、不動産執行に関する講義が一段落したところで、大阪地方裁判所民事執行センターを訪問し、同センターの5名の裁判官全員に出席いただいて質疑応答をしていただいた後、執務室、売却場の見学や記録の閲覧をさせていただいた。

いずれにおいても、2期教官候補生からの質問に十分に答えていただき、有意義な見学をさせていただくことができた。

## 4 おわりに

本研修後の現地模擬裁判において、2期生が指導役として大きな役割を果たしてくれた

ことは、既に述べたとおりである。また、本研修を通じて、民法、民事訴訟法の基礎知識に関する理解を促進する活動の必要性が高いことや、民事執行についての情報提供のニーズが極めて高いことを再認識することができた。今後も、長期派遣専門家と協力しつつ、RSJPにおける民事教育の改善のために工夫を凝らしながら活動を続けていきたい。

最後に、通訳をしていただいたスワイ・レン氏及び山崎幸恵氏、そして、文中で触れさせていただいた方々をはじめ、本研修について多大なご支援、ご協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げたい。



## 第4回 カンボジア法曹養成支援研修日程表

月 日	曜日	10:00  12:30	14:00  17:00
10 / 6	月	JICA オリエンテーション	オリエンテーション・部長あいさつ 国際協力部教官
10 / 7	火	模擬裁判（弁論準備手続） 弁護士 礒川剛志, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官	模擬裁判（弁論準備結果陳述, 原告本人尋問） 弁護士 礒川剛志, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官
10 / 8	水	模擬裁判（被告1 本人尋問） 弁護士 本間佳子, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官	模擬裁判（被告2 本人尋問） 弁護士 本間佳子, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官
10 / 9	木	模擬裁判（和解） 弁護士 本間佳子, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官	日本の民事訴訟の概要 和解条項・判決起案1 国際協力部教官
10 / 10	金	和解条項・判決起案2	裁判所見学（民事訴訟）13:00～17:00 神戸地方裁判所, 神戸簡易裁判所
10 / 11	土		
10 / 12	日		
10 / 13	月	模擬裁判講評 弁護士 本間佳子, 弁護士 礒川剛志, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官	模擬裁判講評 弁護士 本間佳子, 弁護士 礒川剛志, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官
10 / 14	火	模擬裁判講評 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官	民事執行講義1 国際協力部教官
10 / 15	水	民事執行講義2 国際協力部教官	民事執行講義3 国際協力部教官
10 / 16	木	裁判所見学（民事執行）10:00～12:00 大阪地方裁判所民事執行センター	民事執行講義4 国際協力部教官
10 / 17	金	評価会・閉講式	資料整理